

①支払を受ける者	<p>受給者の令和7年1月1日現在(退職者については退職時)も住所について記載してください。</p> <p>また、受給者の個人番号(マイナンバー)、氏名を記載してください。氏名欄のフリガナも必ず記載してください。</p>								
②(源泉)控除対象配偶者の有無等	<p>【有】欄</p> <p>主たる給与等において年末調整の適用を受けている場合で、控除対象配偶者を有しているときは「○」を記載してください。年末調整を受けていない場合は、源泉控除対象配偶者を有しているときに「○」を記載してください。</p> <p>【老人】欄</p> <p>控除対象配偶者(年末調整の摘要を受けていない場合は源泉控除対象配偶者)が老人控除対象配偶者である場合は「○」を記載してください。</p>								
③配偶者(特別)控除の額	<p>「給与所得者の配偶者控除等申告書」に基づいて控除した配偶者控除額又は配偶者特別控除額を記載してください。</p>								
④控除対象扶養親族の数(配偶者を除く。)	<p>【特定】欄</p> <p>特定扶養控除がある場合、左の欄に主たる給与等の支払者が、自己が支払う給与等から控除した特定扶養親族の数を記載してください。</p> <p>【老人】欄</p> <p>老人扶養親族がある場合、左の欄の点線の右側には、主たる給与等の支払者が、自己が支払う給与等から控除した老人扶養親族の数を、点線の左側には、そのうち受給者又は受給者の配偶者の直系尊属で同居している者の数を記載してください。</p> <p>【その他】欄</p> <p>特定扶養親族又は老人扶養親族以外の控除対象扶養親族がある場合、左の欄に主たる給与等の支払者が、自己が支払う給与等から控除した特定扶養親族又は老人扶養親族以外の控除対象扶養親族の数を記載してください。</p>								
⑤非居住者である親族の数	<p>源泉控除対象配偶者、控除対象配偶者、配偶者特別控除の対象となる配偶者及び扶養控除の対象となる扶養親族の内に非居住者がいる場合並びに 16 歳未満の扶養親族の内に国内に住所を有しない人がいる場合には、その人数を記載してください。</p>								
⑥社会保険料等の金額	<p>給与を支払う際にその給与等から控除した社会保険料等の金額及び小規模企業共済等掛金の額の合計額を記載してください。</p> <p>小規模企業共済等掛金については、上段に内書きしてください。</p>								
⑦住宅借入金等特別控除の額	<p>年末調整の際に「給与所得者の(特定増改築)住宅借入金等特別控除申告書」に基づいて計算した住宅借入金特別控除の額を記載してください。</p>								
⑧摘要	<p>(1)定額減税</p> <p>令和6年分所得税の定額減税に関する事項を次のように記載してください。</p> <table border="1" data-bbox="432 1731 1471 2119"> <thead> <tr> <th data-bbox="432 1731 855 1783">内容</th> <th data-bbox="855 1731 1471 1783">記載方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="432 1783 855 1834">実際に控除した年調減税額</td> <td data-bbox="855 1783 1471 1834">源泉徴収時所得税減税控除済額 ×××円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="432 1834 855 1980">年調減税額のうち年調所得税額から控除しきれなかった金額</td> <td data-bbox="855 1834 1471 1980">控除外額 ×××円 ※控除しきれなかった金額がない場合は「控除外額 0円」</td> </tr> <tr> <td data-bbox="432 1980 855 2119">合計所得金額が 1,000 万超の方で、同一生計配偶者を年調額減税額の計算に含めた場合</td> <td data-bbox="855 1980 1471 2119">非控除対象配偶者減税有 ※同一生計配偶者が障害者、特別障害者又は同居特別障害者に該当する場合「減税有」の追記で</td> </tr> </tbody> </table>	内容	記載方法	実際に控除した年調減税額	源泉徴収時所得税減税控除済額 ×××円	年調減税額のうち年調所得税額から控除しきれなかった金額	控除外額 ×××円 ※控除しきれなかった金額がない場合は「控除外額 0円」	合計所得金額が 1,000 万超の方で、同一生計配偶者を年調額減税額の計算に含めた場合	非控除対象配偶者減税有 ※同一生計配偶者が障害者、特別障害者又は同居特別障害者に該当する場合「減税有」の追記で
内容	記載方法								
実際に控除した年調減税額	源泉徴収時所得税減税控除済額 ×××円								
年調減税額のうち年調所得税額から控除しきれなかった金額	控除外額 ×××円 ※控除しきれなかった金額がない場合は「控除外額 0円」								
合計所得金額が 1,000 万超の方で、同一生計配偶者を年調額減税額の計算に含めた場合	非控除対象配偶者減税有 ※同一生計配偶者が障害者、特別障害者又は同居特別障害者に該当する場合「減税有」の追記で								

差し支えありません。

年末調整をしなかった場合は記載不要です。

(2)中途就職者について、前職分給与を含んで年末調整をした場合、全勤務先住所・名称・退職日・支払額・社会保険料・源泉徴収額を記載してください。

(3)例外的に普通徴収とする場合は、以下の該当する記号及び略号を記載してください。記載がない場合は、原則すべて特別徴収として取り扱います。

【A:退職等】 退職者、5月末までに退職予定の方(休職者含む。)

【B:少額】 毎月の給与支給額が少なく、特別徴収しきれない方

【C:不定期】 給与が毎月支給されない方

【D:乙欄】 他の事業所から特別徴収されている方

(4)留学生など、外国との租税条約に該当する方は「〇〇条約〇条該当」と朱書きしてください。

(5)同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く。)を有する方で、その同一生計配偶者が障害者、特別障害者又は同居特別障害者に該当する場合は、同一生計配偶者の氏名及び同一生計配偶者である旨を記載してください。(例:「氏名(同配)」)。

(6)退職手当等の支払を受ける配偶者又は扶養親族がいる場合は、以下の項目について記入してください。

①(退)配偶者又は扶養親族名前

②生年月日

③扶養書類

④障害者又は特別障害者(該当する場合)

⑤合計所得金額(配偶者特別控除に該当する場合のみ)

⑥寡婦又はひとり親(該当する場合)

※この扶養親族が非居住者である場合には、上記①～⑥の後ろに、下記の表に応じた記号を併記してください。

控除対象扶養親族の区分	記入する記号
非居住者(30歳未満又は70歳以上)	(イ)
非居住者(30歳以上70歳未満、留学生)	(ロ)
非居住者(30歳以上70歳未満、障害者)	(ハ)
非居住者(30歳以上70歳未満、38万円以上送金)	(ニ)

※詳細につきましては国税庁の「令和6年分給与所得の源泉徴収票等の法定調書作成と提出の手引」をご参照ください。

⑨生命保険料の金額の内訳

令和6年中に支払った一般の生命保険料、介護医療保険料、個人年金保険料の金額を記載してください。

⑩住宅借入金等特別控除の額の内訳

【住宅借入金等特別控除適用数】欄

年末調整の際に(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用がある場合には、当該控除の適用数を記載してください。

【住宅借入金等特別控除可能額】欄、【居住開始年月日】欄

(特別増改築等)住宅借入金等特別控除額が算出所得税額を超えるため、年末調整で控除しきれない控除がある場合に記載してください。

【住宅借入金等特別控除区分】欄

適用を受けている(特別増改築等)住宅借入金等特別控除の区分を次のように記載してく

ださい。

区分	記載方法
一般の住宅借入金等特別控除の場合(増改築等を含む。)	住
一般の住宅借入金等特別控除の場合(増改築等を含む。)で住宅が特例居住用家屋に該当するとき	住(特家)
認定住宅の新築等に係る受託借入金等特別控除の場合	認
認定住宅等の新築等に係る住宅借入金等特別控除の場合で住宅が特例認定住宅等に該当するとき。	認(特家)
特定増改築等住宅借入金等特別控除の場合	増
東日本によって自己の居住の用に供していた家屋が居住の用に供することができなくなったと場合で、平成23年から令和7年12月31日までの間に新築や購入、増改築等をした家屋に係る住宅借入金等について、震災特例法第13条の2第1項「住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除」の規定の適用を選択した場合	震
震災再取得等の摘要を選択した場合で住宅が特例居住用家屋に該当するとき	震(特家)

また、当該住宅の取得や増改築が、

特定取得(特別特定取得以外)に該当する場合は「住(特)」、「認(特)」、「増(特)」

特別特定取得に該当する場合は「(特特)」、特例特別特例取得に該当する場合は「(特特特)」と併記してください。

なお、居住開始が令和5年1月1日以後の場合は、「(特)」、「(特特)」及び「(特特特)」の区分の対象となりませんので、併記は不要です。

※詳細につきましては国税庁の「令和6年分給与所得の源泉徴収票等の法定調書作成と提出の手引」をご参照ください。

⑪(源泉・特別)控除対象配偶者

控除対象配偶者又は配偶者特別控除の対象となる配偶者の氏名及び個人番号を記載してください。年末調整の摘要を受けていない場合には、源泉控除対象配偶者の氏名及び個人番号を記載してください。

【配偶者の合計所得】欄には、収入金額ではなく所得金額を記載してください。

⑫控除対象扶養親族
16歳未満の扶養親族

控除対象扶養親族及び16歳未満の扶養親族の氏名と個人番号を記載してください。必ずフリガナも記載してください。

控除対象配偶者又は配偶者特別控除の対象となる配偶者(年末調整を行っていない場合は、源泉控除対象配偶者)が非居住者である場合には、区分の欄に「○」を付してください。

控除対象扶養親族が非居住者である場合には、下記の表に応じて、区分の欄に数字を入力してください。

控除対象扶養親族の区分	記入する数字
居住者	空欄
非居住者(30歳未満又は70歳以上)	01
非居住者(30歳以上70歳未満、留学生)	02
非居住者(30歳以上70歳未満、障害者)	03
非居住者(30歳以上70歳未満、38万円以上送金)	04

※詳細につきましては国税庁の「令和6年分給与所得の源泉徴収票等の法定調書作成と

	提出の手引」をご参照ください。
⑬5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号 5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号	5人目以降の控除対象扶養親族及び16歳未満の扶養親族がいる場合は、個人番号を記載し、⑦の摘要欄に氏名を記載してください。
⑭基礎控除の額 所得金額調整控除	所得から計算された基礎控除の額を記載してください。 所得金額調整控除額について、該当者は調整控除金額を記載してください。
⑮未成年者から勤労学生までの各欄	各欄について、その受給者について該当する事項がある場合に○を付してください。 ここでいう未成年者とは、平成19年1月3日以後に生まれた方をいいます。
⑯受給者生年月日	受給者の生年月日を必ず記載してください。